

農地利用最適化 推進委員 募集要項



募集期間

令和8年1月9～4月30日

八頭町農業委員会事務局

八頭町農地利用最適化推進委員 募集要項

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者を下記のとおり募集します。

1 募集人員及び担当区域 14名

番号	区域名	含まれる住所名
1	上私都	姫路、明辺、落岩、山志谷、麻生、福地、野町
2	中私都	覚王寺、市場、上津黒、下津黒、別府、篠波
3	下私都	延命寺、大坪、山上、上峰寺、下峰寺、山田、山路、花原
4	郡家1	井古、稲荷、下坂、奥谷、下門尾、門尾、堀越
5	郡家2	宮谷、福本、郡家
6	国中	池田、久能寺、万代寺、土師百井、石田百井、米岡、国中
7	大御門	大門、花、郡家殿、市谷、西御門
8	大伊	大江、下野、橋本、塩上、水口、船岡殿
9	船岡	船岡、下濃、坂田、破岩
10	隼	福井、隼福、上野、隼郡家、見槻中、西谷、見槻、志子部
11	丹比1	用呂、日田、南、島
12	丹比2	富枝、北山、志谷、中、稗谷、横地、妻鹿野、重枝、徳丸
13	八東	横田、茂田、才代、東、皆原、岩渕、三浦、柿原、佐崎、奥野、茂谷、清徳、三山口、鍛冶屋
14	安部	小別府、新興寺、安井宿、日下部、桜ヶ丘

2 業務の内容

担当する区域において、農地法に基づく申請の現地調査を行います。

また、担い手農家への農地の集積、新規就農者参入促進、耕作放棄地の発生防止、解消等を行い、担当区域の農地の最適化を図ります。

- ・農地法等に基づく申請の現地調査
- ・農地の利用状況の調査
- ・農地利用の最適化（担い手への農地の集約集積、新規就農者参入促進、遊休農地の発生防止解消等）のための調整
- ・定例農業委員会に出席し、調査結果の報告、農地の最適化への意見の陳述
- ・「地域計画」に係る活動、地域での話し合いへの参画

3 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで（3年間）

4 報酬 月額 27,000円

5 応募資格

- ・農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項及びその他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者
- ・平日昼間の会議、研修及び農業委員会活動に出席できる者

6 農地利用最適化推進委員になることができない者

次のいずれかに該当する場合は委員となることができません。

- ・町の職員及び町が設置する他の付属機関等の委員
- ・町税を滞納している者
- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 応募方法

「八頭町農地利用最適化推進委員推薦届出書（個人推薦用）」「八頭町農地利用最適化推進委員推薦届出書（団体推薦用）」「八頭町農地利用最適化推進委員応募届出書」のいずれかを提出してください。

- ①推薦を受ける場合（推薦者が個人）
3名以上の推薦する農業者が連名し、当該代表者が記入してください。
- ②推薦を受ける場合（推薦者が団体）
団体の代表者が記入してください。
- ③自ら応募する場合
自ら記入してください

応募用紙は、農業委員会事務局及び船岡住民課、八東住民課に準備しております。また、八頭町のホームページからもダウンロードできます。

8 受付期間

令和8年1月9日（金）から令和8年4月30日（木）まで（ただし閉庁日を除く）。農業委員会事務局に直接提出するか郵送（R 8. 4. 30 消印有効）により提出すること。

9 選任方法

八頭町農業委員会にて選考します。選考結果は、推薦届出者及び応募者のすべてに文書で通知します。

10 推薦及び応募の状況の公表

法令に基づき、受付期間の中間及び期間終了後に、八頭町のホームページに推薦届出者及び応募者の内容、状況（住所を除く）を公開いたします。

11 問合わせ先

〒680 - 0493 鳥取県八頭郡八頭町郡家 493
八頭町農業委員会事務局
電話：0858-76-0207 ファクシミリ：0858-76-0217